

雇用情報にほんまつ

令和5年11月

管内人口(令和5年10月1日現在)

二本松市	51,501 人
本宮市	29,912 人
大玉村	8,747 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和5年9月内容

- ▶ 有効求人倍率は1.35倍で前月を0.10ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,368人で前月より1.2%増加し、月間有効求人数は1,849人で前月から9.1%増加した。
- ▶ 新規求人倍率は2.02倍で前月を0.24ポイント上回った。なお新規求職者数は342人で前月より6.9%増加し、新規求人数は691人で前月から21.2%増加した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.35 倍	(前月比 + 0.10ポイント)
	福島県	1.36 倍	(前月比 0.00ポイント)
	全国	1.29 倍	(前月比 0.00ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.6 %	(前月比 - 0.1ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	342 人	(前月比 + 22人)
▶ 新規求人数	二本松	691 人	(前月比 + 121人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,368 人	(前月比 + 16人)
▶ 有効求人数	二本松	1,849 人	(前月比 + 154人)

図1 新規求職者数・新規求人数

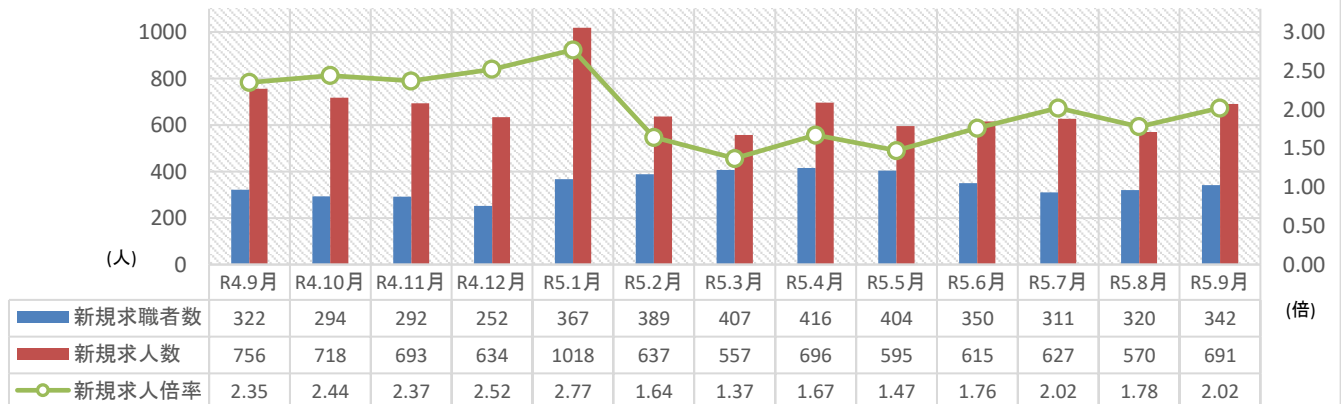
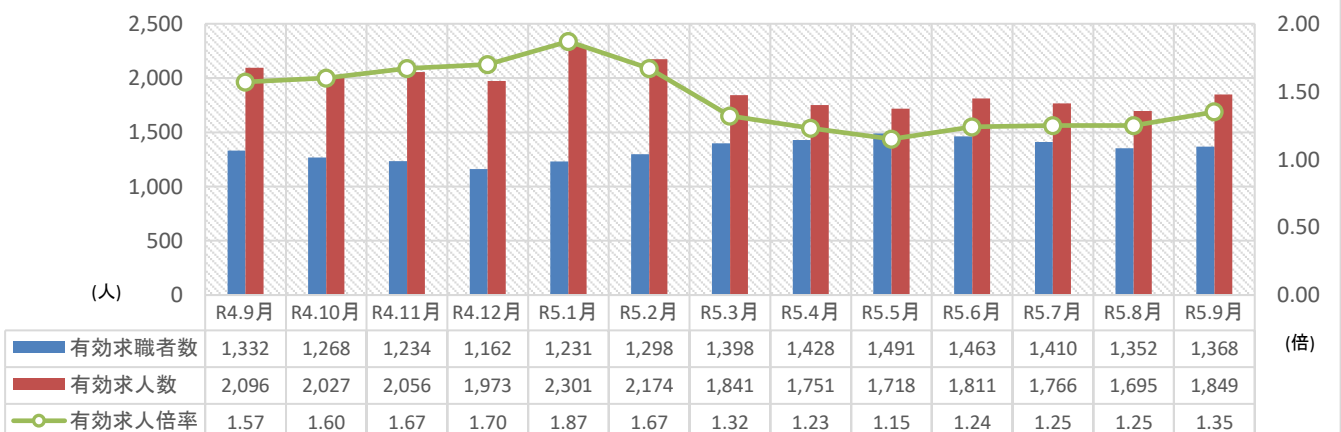


図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和5年9月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	691	-	-	603	570	507	756	690
2	月間有効求人数	1,849	-	-	1,645	1,695	1,529	2,096	1,886
3	新規求職申込件数	342	159	182	340	320	319	322	321
	うち中高年	175	96	79	175	179	179	151	151
4	月間有効求職者数	1,368	671	696	1,361	1,352	1,346	1,332	1,327
	うち中高年	758	411	347	756	749	747	714	713
5	紹介件数	298	155	143	274	300	284	317	294
	うち中高年	150	89	61	135	176	165	155	136
6	就職件数	109	46	63	95	108	102	132	121
	うち中高年	62	30	32	52	51	47	69	61
7	充足数	87	-	-	76	80	77	113	104
8	新規求人倍率	2.02	-	-	1.77	1.78	1.59	2.35	2.15
9	有効求人倍率	1.35	-	-	1.21	1.25	1.14	1.57	1.42
10	就職率(%)	31.9	-	-	27.9	33.8	32.0	41.0	37.7
	うち中高年	35.4	-	-	29.7	28.5	26.3	45.7	40.4
11	充足率(%)	12.6	-	-	12.6	14.0	15.2	14.9	15.1

※学卒を除きパートを含みます。

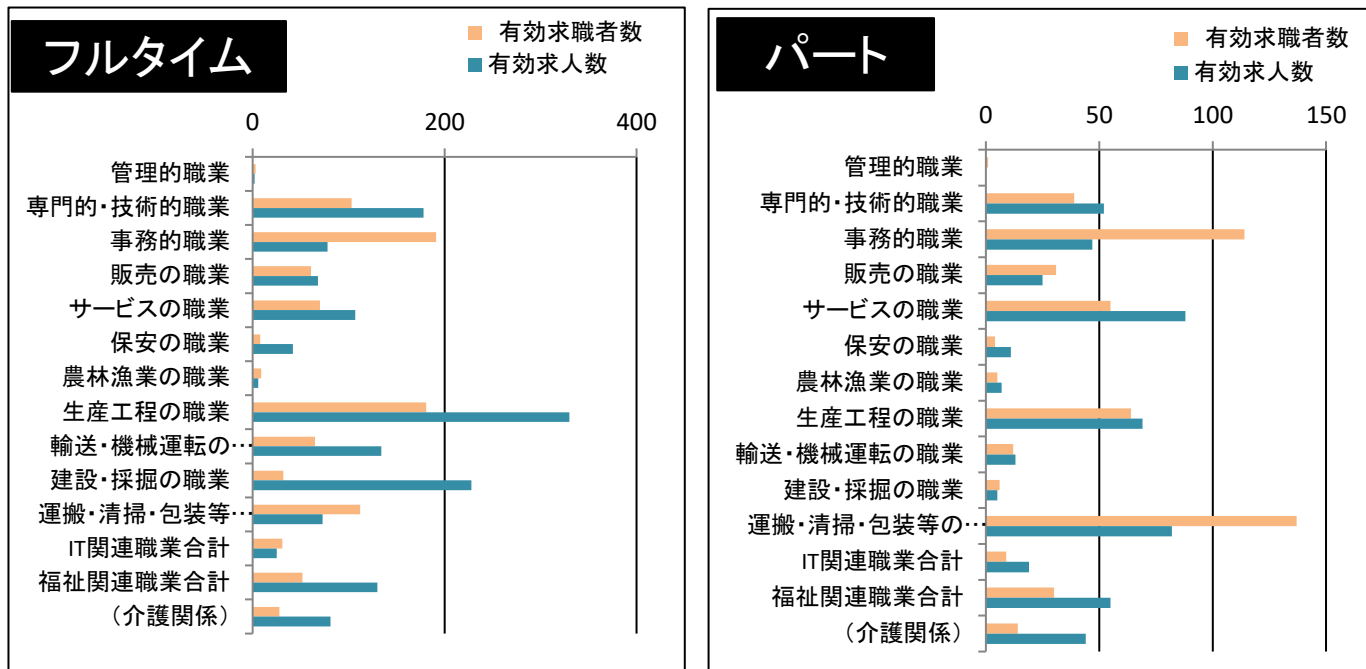
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	219	195	1,246	399	866	495	1.21	1.44	0.81
A 管理的職業	0	200	2	0	3	1	0.50	0.67	0.00
B 専門的・技術的職業	241	216	178	52	103	39	1.62	1.73	1.33
C 事務的職業	198	178	78	47	191	114	0.41	0.41	0.41
D 販売の職業	236	193	68	25	61	31	1.01	1.11	0.81
E サービスの職業	184	182	107	88	70	55	1.56	1.53	1.60
F 保安の職業	180	180	42	11	8	4	4.42	5.25	2.75
G 農林漁業の職業	180	185	6	7	9	5	0.93	0.67	1.40
H 生産工程の職業	203	194	330	69	181	64	1.63	1.82	1.08
I 輸送・機械運転の職業	250	203	134	13	65	12	1.91	2.06	1.08
J 建設・採掘の職業	256	228	228	5	32	6	6.13	7.13	0.83
K 運搬・清掃・包装等の職業	202	203	73	82	112	137	0.62	0.65	0.60
IT関連職業合計	216	170	25	19	31	9	1.10	0.81	2.11
福祉関連職業合計	209	206	130	55	52	30	2.26	2.50	1.83
(介護関係)	192	181	81	44	28	14	2.98	2.89	3.14
分類不能の職業	0	220	0	0	31	27	0.00	0.00	0.00

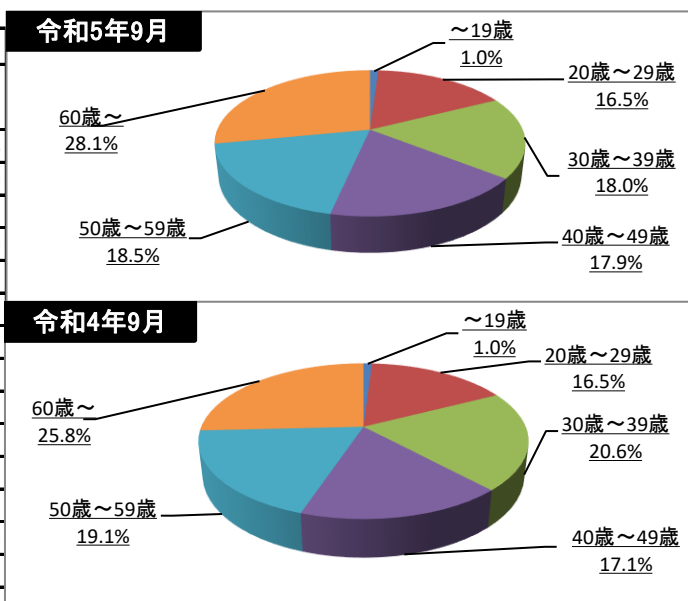
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和5年9月	前年同月	前年同月増減
合計	1,361	1,327	34
全体に対する割合	100%	100%	0.0
～19歳	14	13	1
	1.0%	1.0%	0.0
20歳～29歳	225	219	6
	16.5%	16.5%	0.0
30歳～39歳	245	273	▲28
	18.0%	20.6%	▲2.6
40歳～49歳	243	227	16
	17.9%	17.1%	0.8
50歳～59歳	252	253	▲1
	18.5%	19.1%	▲0.6
60歳～	382	342	40
	28.1%	25.8%	2.3



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和5年9月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,541	1,561	1,565	▲1.3	▲1.5
被保険者数		26,359	26,370	26,084	▲0.0	1.1
資格取得者数		275	248	243	10.9	13.2
資格喪失者数		284	310	281	▲8.4	1.1
離職票交付枚数		167	207	180	▲19.3	▲7.2
受給資格決定件数		87	63	69	38.1	26.1
初回受給者数		53	89	45	▲40.4	17.8
受給者実人員		319	334	290	▲4.5	10.0
基本手当総支給額(千円)		39,147	45,712	36,531	▲14.4	7.2
特例一時金受給者数		0	0	0	-	-
再就職手当支給人員		40	20	25	100.0	60.0
教育訓練給付受給者		5	5	5	0.0	0.0

年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様への
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「ハゆう」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険の加入時期	社会保険加入														
キャリアアップ計画書															

★ 給与・手当の支給
★ 第1期支給対象期
★ 第2期支給対象期

(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。

(※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

本助成金の
支給要件には
該当しません。

- ※¹ 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。
- ※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。
年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP

